

平成 26 年 8 月 29 日

自由民主党政務調査会厚生労働部会
看護問題小委員会
委員長 丸川 珠代 殿

一般社団法人日本看護系大学協議会
代表理事 高田 早苗



要望書

時下 ますますご清祥のことと存じます。

一般社団法人日本看護系大学協議会は、看護学高等教育機関相互の連携と協力により、看護学教育の充実・発展及び学術研究の水準向上を図り、もって人々の健康と福祉へ貢献することを目的として、保健師・助産師・看護師の国家試験受験資格を取得させる 4 年制大学及び省庁大学校の代表を社員とする法人です。平成 4 年の「看護師等の人材確保の促進に関する法律」施行以降、看護系大学は毎年十数校増加し、現在日本における大学の約 3 分の 1 を占める 234 校を数えるに至りました。

本年 6 月「地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立しました。超高齢社会における医療福祉を担う人材として、地域で生活する人々を身近で支える看護職への期待の大きさを認識し、全看護系大学が加盟している協議会としていっそうの努力をいたす所存でございます。

つきましては、下記の事項にご支援いただきたく要望いたします。

記

1. 地域包括ケア推進に貢献する人材育成への助成

超高齢社会における医療提供のあり方が、病院中心から地域在宅へと政策転換されつつある中で、看護系大学にも対応が求められている。本協議会では、昨年度文部科学省先導的の大学改革推進委託事業「医療提供の見直しに対応する医療系教育実施のためのマネジメントの在り方に関する調査研究」の分担を受け、「超高齢社会に向けて地域在宅における患者家族の療養生活を支える基礎的能力育成への看護系大学の取り組み」というテーマで会員校調査を実施し、その結果を踏まえて地域在宅実習の拡充、地域力向上に貢献する地域連携推進研究教育等を骨子とする提言をまとめ公表した。その実現に向けて本協議会並びに各大学の取り組みへのご支援をいただきたい。

- 1) 学部教育における、多職種連携を含む地域在宅看護学実習の場の開拓、実習指導者育成、実習費等への助成
- 2) 大学院における、地域包括ケアを推進できるリーダーシップやマネジメント能力を具えた高度実践看護師養成のプログラム開発、学生の学修への助成
- 3) 新法のもとに都道府県における新たな基金、事業開始における看護系大学の活用促進への支援

2. 看護系大学における教員の確保

急速な大学教育化の進行に伴い、教員の確保が重要な課題となっている。2025 年問題を控え、今後もこの傾向は続くと考えられる。人間尊重の倫理的哲学的な基礎、汎用性の高い学士力に加え、臨床臨地の実践能力の育成を図る上で、教員の数的質的確保はきわめて重要であり、各大学ともに確保対策に力を入れているところである。そのために、中堅看護職の大学院進学を進めるための、一定の所得保障に役立つよう、所属する施設・大学に助成いただきたい。

3. 看護学分野における教育認定評価機構(仮)設立への支援

看護学教育の質保証には文部科学省が推進している分野別教育評価が重要であるという認識から、本協議会ではかねてより文部科学省大学評価研究委託事業等の助成を受け、試行評価を含む分野別評価の実施に向けて取り組んできた。今年度の総会で看護学教育認定評価機構(仮)の設立の方向性が確認され、準備を進めている。機構設立には関係諸団体の協力、財政的基盤整備等々のクリアすべき課題が多い。設立のため、多方面からの支援と助成をお願いしたい。

4. 看護系大学における養護教諭養成教育の推進

少子時代にあつて、家庭における子育て支援、初等中等教育における子どもの健全な成長発達への援助の重要性はかつてないほどに高まっている。いじめ、虐待、不登校等の心理社会的な健康問題に加え、アレルギー疾患や慢性疾患も増えており、子どものいのちと健康を守るうえで、養護教諭の役割は大きくなっている。現在、看護系大学の約3分の1にあたる70数校で養護教諭養成課程をおき看護師免許あるいは保健師免許をもつ養護教諭を養成しているが、これまで本分野における系統的な検討は必ずしも十分とは言えない。このような時代に求められる養護教諭像を明確にし、看護系大学としての特徴を生かした養護教諭養成教育を推進していきたいと考えている。理解と支援をいただきたい。

5. 看護系大学における教育課程の自主的構築を可能にする制度改正

看護系大学は大学設置基準に加え、教育課程には保健師助産師看護師学校養成所指定規則に従うことが求められる。各大学は、設置主体や立地が異なり、各々独自の設立の趣旨、建学の精神や教育理念をもっている。将来を切り拓く可能性の高い看護職を育成するには、大学としてこれらの独自性を活かした特色ある教育を展開することが不可欠である。本協議会では、平成22年度文部科学省先導的大学改革推進委託事業による「看護系大学におけるモデル・コア・カリキュラム導入に関する調査研究」として、学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標をまとめ、公表した。これは、各大学が大学の理念などによって、保健師・助産師・看護師に共通した看護学の基礎を教育したうえで、「保健師教育」「助産師教育」を選択する教育課程を編成できるよう提示したものである。各大学が自主的に教育課程を構築できるよう、保健師助産師看護師法および関係政省令の改正を要望する。